

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月7日
【事業年度】	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
【会社名】	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー
【英訳名】	Bain Capital Investors, LLC
【代表者の役職氏名】	会長 ジョン・コナトン (John Connaughton, Chair)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 デラウェア州19807 ウィルミントン ケネットパイク 4001 スイート302 (4001 Kennett Pike, Suite 302, Wilmington, DE 19807, USA)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 井上 聡
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 岡田 英里香
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 岡田 英里香
【提出子会社名】	株式会社INFORICH
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員Group CEO 秋山 広宣
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

(2026年4月7日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)						3		3	
所有株式数 (株)						(注)		(注)	
所有株式数の割合(%)						100		100	

(注) 当社は米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法に基づくリミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。

(2)【大株主の状況】

(2026年4月7日)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ゴードン、クリストファー (Gordon, Christopher)	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ウェスト・ニュートン市 (West Newton, MA)	(注1)	約33.3 (注2)
コナトン、ジョン・パトリック (Connaughton, John Patrick)	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 チェストナット・ヒル市 (Chestnut Hill, MA)	(注1)	約33.3 (注2)
デイビッド・グロス (Gross, David)	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州ドー バー市 (Dover, MA)	(注1)	約33.3 (注2)
計		(注1)	100

(注1) 当社は米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法に基づくリミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。

(注2) 3人の役員がそれぞれ一人一票の議決権を有していることに基づき、割合を計算しております。

2【役員の状況】

(2026年4月7日現在)

男性3名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
パートナー、グローバル・プライベート・エクイティの共同代表	ゴードン、クリストファー (Gordon, Christopher)	1973年1月4日	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーのパートナー(現職) ベイン&カンパニー・インクのコンサルタントを歴任	(注1)	
会長	コナトン、ジョン・パトリック (Connaughton, John Patrick)	1965年8月16日	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーの会長(現職) ベイン&カンパニー・インクのコンサルタント等を歴任	(注1)	
マネージングパートナー	デイビッド・グロス (Gross, David)	1970年8月5日	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーのマネージングパートナー(現職) ベイン&カンパニー・インクのコンサルタント等を歴任	(注1)	

(注1) 当社のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー・アグリーメントには、役員任期の定めはありません。

(注2) 役員報酬は支払っておりません。

第2【計算書類等】

当社は、当社に適用のある米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法及び当社のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー・アグリーメントにより、計算書類等を作成することが義務付けられておりません。従って、計算書類等は本書に記載ないし添付しておりません。